

第 184 回 神戸市環境影響評価審査会 会議録

| | |
|-------------|--|
| 日 時 | 令和元年 6 月 24 日(月)10:00~11:50 |
| 場 所 | 環境局研修会館 |
| 議 題 | (仮称) 神戸山田太陽光発電所建設事業に係る環境影響評価書案に関する審議 (第 4 回) |
| 出席者 20 名 | ◇審査会委員：7 名 市川委員，岡村委員，武田委員，藤原委員，増田委員，宮川委員，山下委員 |
| | ◇環境局職員：7 名 斉藤環境保全部長，中村環境保全指導課長，岡部自然環境担当課長 他 4 名 ◇事業者：6 名 BayWa r. e. Japan 株式会社 事業開発部 多賀谷部長 他 5 名 |
| 公開・ 非公開 | 非公開 |

○開会

- 【議 長】** ただいまから，第 184 回神戸市環境影響評価審査会を開催いたします。
 本日は，（仮称）神戸山田太陽光発電所建設事業に係る評価書案に関する審議を予定しています。
 なお，本日の審議については，貴重な動植物に関する説明及び意見形成に関する審議を行うことから，前回の審査会での議決に基づき，非公開とさせていただきます。
 それでは，よろしくお願いいたします。

《提出資料の確認》

- 【議 長】** それでは，事務局より事業者の紹介をお願いいたします。

《事務局より事業者紹介》

- 【議 長】** 本日は，事業者の方より，第 182，第 183 回審査会における委員意見に対する回答及び事後調査の実施方針について説明をいただきます。
 それでは，最初に資料 10 について説明をお願いいたします。

《事業者より、資料10 第182, 183回審査会における委員意見に対する回答
について説明》

- 【議長】 今のご説明について何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。
- 【委員】 コヒロハハナヤスリやテイショウソウ、サイハイランの移植の時期については、葉が出ているときや風のある日に実施すると傷むので、できれば休眠期の秋から春にさせていただくのがいいと思います。
- 【事業者】 資料では、地上部があるときにその場所を確認するという意味で書かせていただきました。移植については、移植対象種が休眠期の時期に周辺の土ごと掘り取るようにいたします。
- 【委員】 ギンランは移植が難しいので、むしろ環境整備のほうが重要だと思います。他では、里山管理をしているような場所に自然に生えている事例があります。
- また、事業実施区域周辺の草刈りの支援をしていただけることは非常にありがたいと思いますが、例えば市民からの希望があれば、残置森林の管理に関わるといった仕組みを作っていただけると、ギンランの保全にも役立つのではないかと思います。
- 最後に、タコノアシに関しては、日当たりが悪いと葉つきが悪くなる場合があります。資料にある写真を見ると、タコノアシの移植地は日当たりがよくないように見えますが、現地はどのような状況ですか。
- 【事業者】 写真では暗く写っていますが、現地は枝払いなどを行ってひらけた環境になっています。今は試験移植の段階ですが、正式にカスミサンショウウオの移植場所に位置付けた際には、追加の枝払いなどを行ってさらに日当たりを確保していく予定です。またその後もモニタリングで現地の状況を把握し、適切に維持管理していきます。
- 【委員】 新規生息地の周辺でイノシシの足跡はありましたか。
- 【事業者】 イノシシの足跡はここだけでなく広く確認されております。
- 【委員】 新規生息地に水を張ると、イノシシのぬた場になると思います。
- 【事業者】 先日の審査会で、アライグマ対策としてカスミサンショウウオの捕食防止のための柵が必要とのご指摘をいただきましたので、そういった柵を設置してぬた場にならないようにしていきたいと思います。
- 【議長】 ほかに質問がないようですので、次に資料2の「事後調査の実施に関する事項」について、ご説明をお願いいたします。

《事業者より、資料2 (仮称) 神戸山田太陽光発電所建設事業に係る環境
影響評価書案 11. 事後調査の実施に関する事項 について説明》

- 【議長】 ありがとうございます。ただいまの説明について何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。
- 【委員】 「環境への影響が考えられることから事後調査を実施する」と書かれていますが、環境に影響を及ぼす事業をするというのであれば、そのこと自体が問題です。予測結果では環境への影響がないと考えられるが、環境保全措置に不確実性があるので、事後調査によってその効果を確認する、ということが事後調査の本来の考え方です。
- また、事後調査項目の選定理由では「環境への影響がある」と書かれているにも関わらず、各環境要素の予測・評価結果では「環境影響は小さいと考えられる」と書かれていて矛盾しています。
- 【事業者】 基本的には、環境影響の予測・評価結果で記載したとおり、環境影響は軽微であると認識しています。ただ、環境保全措置の効果の不確実性等も考えられますので、事後調査項目として選定しています。
- 【委員】 今言われたことが正しいのであれば、きちんと表現を見直していただきたいと思います。事業者自ら環境影響があると判断するようなアセス図書は、審査会としては受け入れられません。
- 【事業者】 はい。表現を再検討いたします。
- 【委員】 工事中の粉じんに関しては、影響が小さいとは思いません。予測結果が6～7 t/km²/月となっていますので、影響が大きいことを認識して、さらなる環境保全措置を考えていただくとともに、事後調査もきちんと実施していただきたいと思います。
- 【委員】 地球温暖化や微気象変化に関する供用後の事後調査の際には、風向・風速も調査していただきたいと思います。また、台風などによってパネルに被害があった場合は、そういった被災状況が発電量に及ぼす影響も調査していただければ、今後の太陽光発電施設にとっても有益な情報になると思います。
- 【事業者】 一般的な太陽光発電施設では、日射量と併せて風向・風速を測定するようになっており、本事業でもそういった計器を複数箇所に設置する予定です。また、防災面に関しては、目視にはなりますが風向・風速との関連性も含めてきちんとデータを取る予定です。
- 【委員】 わかりました。よろしくお願いします。
- 【議長】 ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。事業者の方、ご説明ありがとうございました。退出していただいて結構です。

《事業者退出》

- 【議長】 では、審査会答申の骨子についての審議を行います。資料の配付をお願いします。事務局より骨子案の全般的事項について説明をお願いいたします。

《事務局より、（仮称）神戸山田太陽光発電所建設事業 環境影響評価書案に係る神戸市環境影響評価審査会答申書（骨子案）のうち、1 全般的事項 について説明》

【議長】 ただいまの説明に対して、何かご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

【委員】 ①の意見だけ「重要である」となっていて、②③④の意見は体言止めになっていますが、何か意図があるのでしょうか。

【事務局】 意図はありません。答申書(案)で修正いたします。

【委員】 事後調査項目は、環境への影響が大きいことを理由に選定するものなのでしょうか。

【事務局】 アセス法と市アセス条例では考え方が少し異なっています。市アセス条例の場合は、環境保全措置の効果の不確実性だけで判断するのではなく、予測精度の検証も含めて事後調査を行うように指導しています。

【委員】 そうであれば、やはり事後調査項目の選定理由の記載方法は訂正していただいたほうがいいと思います。

【議長】 ほかにはいかがでしょうか。よろしければ次に個別的事項の説明をお願いします。

《事務局より、（仮称）神戸山田太陽光発電所建設事業 環境影響評価書案に係る神戸市環境影響評価審査会答申書（骨子案）のうち、2 全般的事項 (1) 大気質、(2)騒音、(3)水質、(4)地盤 について説明》

【議長】 ただいまの説明について何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

【委員】 大気質の粉じん対策を徹底することの理由の一つとして、予測結果自体が高い値であることを加えてほしいと思います。

事業者は、粉じんの予測結果について影響が小さいと評価していますが、今回の地域においては非常に大きな値ですので、そういった趣旨の意見を付け加えていただきたいと思います。

【事務局】 施設の稼働による騒音・低周波音に関しても、一定の影響が考えられると思いますがいかがでしょうか。

【委員】 事業者の評価では、目標値は十分満たしているとなっていますが、目標値を満たしていたとしても全く懸念がないわけではありません。目標値を満足していても、一台の車の走り方で苦情につながることもあります。閑静な地域であることも考慮して、ベストを追求していただきたいと思います。

- 【自然環境担当課長】 一方で、施設の近くでは騒音・低周波音が感じられると思いますが、住居のある場所まで離れると、ほぼ影響がないのではないかと考えており、あえて答申に入れるべきかどうかという考え方もございます。
- 【委員】 それもわかります。そういった項目まで書いてしまうと、他の項目も常に入れないといけなくなってしまうので、工事中の措置に重きを置いた意見にしたほうがよいということですね。
- 【自然環境担当課長】 そのとおりです。重点的に指摘しなければならないことに絞って指摘したほうがよいのではないかと考えております。
- 【委員】 先ほどの事業者の説明では事後調査項目にも選定されていましたが、ある意味当たり前のことですので、かっこ書きのところはなくてもよいのかもしれませんが、ベストを追求してほしいという意見もどこかに入れてほしいと思います。
- 【環境保全部長】 今のご意見を踏まえて、検討させていただきます。
- 【委員】 かっこ書きの部分は削除しますか。
- 【自然環境担当課長】 あっても別に悪くはないとは思いますが。
- 【環境保全部長】 予測結果が大幅に低いことや予測の不確実性も低いことを考慮すると、あえて意見として書く必要があるかどうかという意見がある一方で、一般的に施設稼働に伴う騒音を無視していいとも思っておりませんので、そのあたりのご意見をお聞きしたいと思いました。
- 【委員】 意見の後半は、工事中的の影響が前提になっているように見えますので、現状ではかっこ書きの文章がかなり浮いている印象を受けます。
- 【委員】 もし施設の稼働による騒音、低周波音を入れるのであれば、段落を分けて書いたほうがいいのかもかもしれません。
- 事業者の説明では、類似施設における調査結果では目標値も下回っているし、苦情もないとのことでしたが、だからといってこの場所でも絶対に苦情がないとは言えません。
- 【環境保全部長】 もし残すのであれば、例えば「低騒音型の建設機械及び設備機器」というように、施設の稼働における環境保全措置を踏まえた意見にすべきでしょうか。
- 【委員】 低周波音という文言も入れていただくほうがよいと思います。また、かっこ書きではなく、きちんと載せたほうがよいと思います。
- 【環境保全部長】 パワーコンディショナーの寿命もそれほど長くないと聞いていますので、将来的に機械が変更される可能性があることも考慮して、意見として言うておく必要があるのかもしれませんが。
- 【委員】 大気質の①の3行目で「大気安定度の条件」と書いていますが、風速も関係しているので「気象条件」としてください。
- 【議長】 ほかにないようでしたら、次の説明をお願いします。

《事務局より、（仮称）神戸山田太陽光発電所建設事業 環境影響評価書案に係る神戸市環境影響評価審査会答申書（骨子案）のうち、2 全般的事項（5）植物・動物・生態系，（6）景観，（7）地球温暖化・エネルギー，（8）微気象変化について説明》

- 【議長】 今の説明に関して、何かご質問、ご意見がございましたらお願いします。
- 【委員】 法面緑化に使用する植物について、在来種だけにするというのはかなり難しいと思うので、神戸市や兵庫県のブラックリストに載っている植物は避けるということでもいいのではないかと思います。在来種であっても国内外来種に該当するものもあるので、そちらのほうが望ましいのではないかと思います。
- 【環境保全部長】 やはり在来種を使用することは難しいですか。ブラックリスト選定種を避けるというのは当たり前のことですので、あえて言う必要があるかという気もいたします。むしろもう一歩進んで、例えば地元の小学生と一緒に頑張ってどんぐりを育てて、それを将来の緑化に使うといった積極的な環境創造を事業者に促すことはいかがでしょうか。
- 【委員】 樹木であればそういうこともいいのですが、草本になってくるとかなり難しい気がします。
- 【環境保全部長】 望ましい、というぐらいで残しておくのはどうでしょうか。
- 【委員】 そうですね。その場合、近隣に存在する在来種といった書き方がよいのではないのでしょうか。
- 【委員】 （7）地球温暖化・エネルギーに書かれている内容は、環境影響に関する指摘というよりも事業計画に関わる意見ですので、全般的事項に移した方がよいと思います。
- 【事務局】 わかりました。地球温暖化に関してこれ以外の意見はありますか。
- 【環境保全部長】 先ほど委員が指摘されたような、発電量を適切に把握することを入れてはどうでしょうか。
- 【委員】 災害が起きたときの発電状況を把握しておくことで、次に何か起きた時の参考になるのではないかと思います。単に、事故があったけれどきちんと修理しました、だけでは次につながらないと思います。
- 【自然環境担当課長】 エネルギーの有効利用に関する意見は、環境影響の低減というよりも、この事業をよりよいものにする、あるいは地域に貢献するという観点からの意見ですので、全般的事項に移動させていただきます。また、ただいま委員からいただいたご意見は、CO₂排出量の予測結果の検証にもつながることですので、地球温暖化に関する意見として書かせていただきたいと思います。
- 【環境保全部長】 竹林の拡大防止対策について、事後調査の際にたけのこを倒すぐらいでよいのでしょうか。もう少し積極的な伐採を行うことなどを言う必要はないのでしょうか。

【委員】 拡大防止対策として、そこまでやらなくてもいいのではないかと思います。竹林の拡大を防止しようと思うと、毎年継続して伐採するか、あるいは徹底的に切ってしまうかのどちらかしかないと思いますが、そこまで細かく書く必要があるかどうかと思います。

【環境保全部長】 事業者は、希少種が非改変区域や周辺区域に存在していたり、改変区域の希少種をそれらの場所に移植することをもって影響が軽微であると評価しています。しかし、そういった評価をする以上、事業者が竹林も含めて今の里山環境を積極的に維持するような努力を非改変区域でしていくべきではないかと思えます。そうでないと、竹の侵入が拡大して、ほとんど竹になってしまった場合、せっかく環境アセスメントを実施した意義がなくなってしまうのではないかと思います。

そのあたりも含めて、次回の審査会で引き続きご審議いただければと思っております。

【議長】 ほかには。よろしいですか。

ほかにないようですので、本日の審議は以上で終了いたします。

次回の審査会では、審査会答申の取りまとめの審議を行うため、非公開としてよろしいでしょうか。

《異議なし》

【議長】 ありがとうございます。それでは、次回の審査会は非公開とさせていただきます。では、今後の予定について事務局より説明をお願いします。

【自然環境担当課長】 本日、先生方からいただいたご意見をもとに、事務局で審査会答申（案）を作成いたしまして、次回の審査会で改めて先生方にご検討いただきたいと思えます。また、他にお気づきになられた事項がございましたら、次回審査会までに事務局までお知らせいただければ、答申（案）に反映させていただきます。

それでは、本日は閉会とさせていただきます。お忙しい中ご審議いただきまして、ありがとうございました。